

## 東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領

平成19年	4月	1日	制定
平成19年	9月	4日	改正
平成19年	12月	20日	改正
平成20年	3月	31日	改正
平成20年	5月	15日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成21年	9月	1日	改正
平成22年	4月	1日	改正
平成22年	12月	1日	改正
平成23年	11月	1日	改正
平成28年	1月	1日	改正
平成28年	6月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
令和5年	1月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号。以下「選定規程」という。）第1条に規定する建設工事等（以下「建設工事等」という。）の条件付一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号工事 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が4千万円以上のもの。ただし、建築一式工事においては8千万円以上のもの
- (2) 2号工事 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が130万円超4千万円未満のもの。ただし、建築一式工事においては130万円超8千万円未満のもの
- (3) 総合評価工事 前2号の規定にかかわらず、東広島市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成21年6月1日制定。以下「総合評価要領」という。）を適用する建設工事
- (4) 業務 測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント等業務  
(対象工事等)

第2条 本競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が130万円を超えるもの
- (2) 業務で、請負対象設計金額（税込）が50万円を超えるもの

2 本競争入札は、最低制限価格を設定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）を適用する案件においては、調査基準価格を設定するものとする。

(入札の方法)

第3条 本競争入札は、原則、東広島市電子入札実施要領(平成17年10月1日制定)に定める電子入札(以下「電子入札」という。)により行うものとする。ただし、市長が特別と認めた場合はこの限りでない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第4条 本競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札に参加するために必要な資格(以下「資格要件」という。)として次の各項を満たす者であること。

2 入札参加者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 建設工事にあつては、対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者

3 市長は、前項に規定するもののほか、次の事項を加えることができるものとする。

- (1) 本競争入札に対応する工種又は業種について、入札書を提出する日において、選定規程第5条第1項第1号による登録業者として認定を受けている者であること。
- (2) 対象案件の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、施工または履行に際して必要と認める次の事項について、対象案件ごとに定める条件を満たすものであること。

ア 建設工事

(ア) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

(イ) 建設業法第3条第1項で許可を受けた営業所(以下「営業所」という。)又は建設業許可申請書別表又は別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所、及び登記されている本店の所在地並びにそれらの設置期間

(ウ) 選定規程第4条第1項に規定する種類別格付基準を基本とした総合数値、等級別格付、業種別年平均完成工事高

- (エ) 施工実績
- (オ) 配置予定技術者の資格及び経験又は実績並びに兼務状況
- (カ) その他必要と認める事項

イ 業務

- (ア) 法令・規則等に基づく登録
- (イ) 東広島市入札参加資格登録の本店又は営業所の所在地、及びそれらの設置期間
- (ウ) 履行実績
- (エ) 配置予定技術者の資格及び経験又は実績並びに兼務状況
- (オ) その他必要と認める事項

4 前項の規定にかかわらず、2号工事においては、前項第2号ア(オ)を「契約後配置する技術者の資格等」と読み替えるものとする。

5 業務においては、第3項第2号イ(エ)を「契約後配置する技術者の資格等」と読み替えることができるものとする。

(入札公告)

第5条 対象案件を本競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び東広島市契約規則(平成20年東広島市規則第14号)第6条各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札後資格確認を行うことに関する事項
- (2) 設計図書の閲覧・購入方法に関する事項
- (3) 予定価格等の事前公表の実施に関する事務取扱要領(平成19年12月20日制定)  
第2条第1項及び第2項により公表することとした予定価格

2 市長は、前条及び前項の規定により公告内容を定めたときは、選定規定第5条に規定する東広島市建設業者等選定審査会(以下「審査会」という。)の審査を受けることとする。

3 公告は、契約課及び東広島市ホームページにおいて行うものとする。

(入札の参加)

第6条 本競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に入札するものとする。

ただし、総合評価工事の場合には、市長が定める期間内に、入札及び公告に定める技術資料の提出をしなければならない。

(資格要件確認資料の提出)

第6条の2 資格要件確認書類提出依頼書を送信された入札者は、速やかに公告に定める資格要件確認資料を提出しなければならない。ただし、総合評価工事又は入札公告において資格要件確認資料の提出が必要とされていないもの場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資格要件確認資料を相当の間提出しない場合は、当該入札を無効とし、建設業者等指名除外基準要綱(平成7年12月14日制定)に基づく指名除外措置(以下「指名除外措置」という。)の対象とする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第7条 市長は、特定建設工事共同企業体に建設工事を発注する場合において、第5条の規定に基づき公告した資格要件を有する者から他の入札参加資格者の状況を求められた場合は、一覧表を配布するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要領に定めるもののほか東広島市建設工事に係る共同企業体運用基準（平成4年4月1日制定）等の定めるところによる。

(配置予定技術者)

第8条 配置予定技術者は、開札日の前日時点を基準として配置可能な者とする。

2 前項に定める配置可能な者の判断基準は、次のいずれも満たすものとする。

(1) 建設工事にあつては、開札日以降に、公告で定める件数を超えて配置されていないこととし、業務にあつては、公告において配置されている業務の件数を定めている場合は、申請日において履行中の業務にその件数を超えて配置されていないこと。

(2) 資格要件で定める資格、経験及び実績を有していること。

(3) 開札日以前において申請者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が当該日から起算して3か月以上連続して存在すること。

(4) その他市長が必要と認める事項。

3 1号工事及び業務においては資格要件確認資料の提出後、総合評価工事においては総合評価要領第8条に規定する技術資料等の提出後に配置予定技術者の変更をすることはできない。

4 落札決定がなされたにもかかわらず配置予定技術者を配置することができない場合は、原則、契約後契約解除を行うとともに、指名除外措置の対象とする。

5 1号工事若しくは総合評価工事の施工又は業務の履行に当たり、落札者は配置予定技術者とした者を技術者として配置しなければならないこととする。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めてやむを得ない特別な事情がある場合に限り、同等の資格・経験等を有する別の者を当該案件に配置することができるものとする。

6 2号工事の施工にあつては、落札者は契約後配置する技術者の資格等を満たすものを配置しなければならない。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象案件の設計図書の閲覧は、選定規程第5条第1項第1号による登録業者として認定を受けている者のうち、設計図書の閲覧を希望する者に対して、公告に定める期間内において、東広島市建設工事等設計図書複写指定店（以下「指定店」という。）を通して有償にて複写販売する方法その他の公告に定める方法により実施する。

2 前項の規定による複写販売の販売方法は、発送によるものとし、販売費用の支払いは、着払いとする。この場合において、複写販売の単価及び発送の費用等は、契約課及び東広

島市ホームページへ掲載する。

- 3 設計図書の購入を希望する者は、前項に定める複写単価及び発送費用等を確認のうえ指定店を選択し、東広島市競争入札参加資格認定通知書を添付した設計図書購入・発送サービス申込書をファクシミリにより送付し、購入申込みするものとする。
- 4 公告に定める方法により設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
- 5 対象案件の設計図書に係る質問及び回答は、公告に定める時期及び方法において実施することとする。

(費用の負担等)

第10条 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された資格要件確認資料等は、返還しないものとする。

(入札の打切り)

第11条 市長は、本競争入札を行った結果、落札者が決定しないときは、本競争入札の再手続きを行うものとする。

- 2 市長は、前項の再手続きにおいても落札者が決定しない等の特段の事情がある場合は、前項にかかわらず指名競争入札又は随意契約の手続きによることができるものとする。

(落札者の決定)

第12条 市長は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。ただし、落札候補者が複数あった場合、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札等システム」という。）による電子くじを実施（書面参加者の場合は、電子くじ番号は「001」とする。）し、当該入札を電子入札によらないで実施した場合、くじ引きを実施し、1者の落札候補者を選定するものとする。）について第4条に規定する資格要件の確認を行うこととする。ただし、2号工事においては、第4条第3項第2号ア（オ）の確認は行わないものとする。

- 2 前項の確認は、確認を行うべき対象案件が複数ある場合、開札時間の早いものから順に行うものとする。ただし、落札保留した場合は、この限りでない。
- 3 前項の確認の結果、落札候補者が資格要件を満たしていることが認められた場合は、当該者を落札者とする。ただし、総合評価工事においては、総合評価要領第11条の規定により落札者を決定する。
- 4 落札候補者が資格要件を満たしていないことが認められた場合は、当該者の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効に入札した他の入札者の中から、無効となる者を除き、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、第1項の確認を行う。
- 5 前項の確認は第3項に定める落札者があった時点又は落札候補者がいなくなった時点で終了するものとする。

- 6 落札者の決定は、開札日の早いものから順に行うものとする。
- 7 前項に規定する決定は審査会の審査を受けたうえで決定するものとする。ただし、審査会が認める場合は、市長が落札者を決定した後、審査会への事後報告をもって足りるものとする。
- 8 第4項の規定により無効の入札とされた者は、指名除外措置の対象とする。ただし、当該無効とした理由が積算内訳書に係るもの又は実績要件に係る資料の審査の結果、資格要件を満たしていないことのみであった場合はこの限りでない。

(低価格入札者があった場合の取り扱い)

第13条 前条において落札候補者の行った入札が低価格入札（調査基準価格を下回る価格の入札）である場合は、前条の確認の前に、低入札要領第8条に定める調査を行うものとする。この場合において、落札候補者が調査の結果、要件を満たし、かつ、低入札要領第9条のいずれにも該当しないことが確認できたときに、前条の確認を行うものとする。

- 2 前項の規定により、前条の確認を行うこととしなかった者の入札は、無効とする。
- 3 前2項の規定は、前条第4項の規定により落札候補者となった者の入札が、低価格入札である場合についても適用する。

(理由の説明)

第14条 第12条第4項及び前条第2項の規定により無効の入札とされた者は、落札決定を行った日から起算して2日以内に、市長にその理由の説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により理由の説明の請求があった場合、市長は適当な手段によりその説明を行うものとする。

(入札結果の通知)

第15条 市長は、本競争入札により契約の相手方を決定した場合は、当該入札参加者に対して、電子入札等システムにより入札結果の通知を行うものとする。ただし、当該入札を電子入札によらないで実施した場合その他の電子入札等システムにより通知し難い理由がある場合は、入札結果の通知は落札者に対して電話又はファクシミリにより行うものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、本競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この要領の施行に関し必要な様式は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(東広島市建設工事公募型指名競争入札実施要領（平成10年1月22日制定）)

- 2 東広島市建設工事公募型指名競争入札実施要領（平成10年1月22日制定）は廃止す

る。この要領の施行の日前に東広島市建設工事公募型指名競争入札実施要領（平成10年1月22日制定）により行った指名競争入札により契約した案件の取扱いについては、なお、従前の例による。

（東広島市建設工事簡易公募型指名競争入札実施要領（平成14年1月26日制定））

3 東広島市建設工事簡易公募型指名競争入札実施要領（平成14年1月26日制定）は廃止する。この要領の施行の日前に東広島市建設工事簡易公募型指名競争入札実施要領（平成14年1月26日制定）により行った指名競争入札により契約した案件の取扱いについては、なお、従前の例による。

4 前2項によるほか、この要領の施行の日前に行った入札により契約した案件の取り扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年9月4日から施行する。

附 則

1 この要領は平成19年12月20日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

3 東広島市測量等業務希望型指名競争入札実施要領（平成17年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領第1条の2の規定は、平成28年5月30日以後にした入札の公告に係る建設工事等について適用し、同日前にした入札の公告に係る建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。